

名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム利用者登録約款

第1条（用語の定義）

この約款に定める用語の意義は、次のとおりとします。

- ア 利用登録者 所定の利用者登録申込書において、本約款を承認のうえ申し込まれた方で、名古屋市が認めた方
- イ 口座振替依頼者 利用登録者のうち所定の口座振替依頼書を提出または名古屋市 Web 口座振替受付サービスで口座振替の申請をされた方で、名古屋市が認めた方
- ウ キャッシュレス決済 クレジットカード、電子マネーその他現金を使用せず使用料を支払うことをいう。

第2条（利用者番号のお知らせの発行と取扱）

- 1 名古屋市は、利用登録者に利用者登録番号及び氏名を表記した利用者番号のお知らせ（以下「お知らせ」という。）を発行します。
- 2 お知らせは、原則として再発行いたしません。

第3条（登録日及び登録の有効期間）

- 1 利用者登録申込がなされ、名古屋市が認めた日を登録日とします。
- 2 利用者登録の有効期間は、登録日（更新日）の属する年度から3年度後の誕生月の末日までとします。また、有効期間の更新にかかる申請の手続きは、有効期間が満了する日が属する月の前月1日から有効期間までの2ヶ月間に行うことができます。
- 3 前項の手続きを行わず利用者登録の有効期間を経過した場合には、利用者登録の効力が失われます。
- 4 口座振替依頼者が前項の規定により利用者登録の効力を失った場合は、口座振替依頼についてもその効力を失うものとします。

第4条（利用者登録番号）

- 1 名古屋市は、利用登録者全員に異なる利用者登録番号（以下「利用者番号」という。）を設定し、所定の方法により登録します。
- 2 利用登録者は、他人に利用者番号を譲渡又は貸与することができません。
- 3 利用登録者は、利用者番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。

第5条（個人パスワード）

- 1 名古屋市は、前条第1項の利用者番号と同時に仮パスワードを設定し、所定の方法により登録します。
- 2 利用登録者は、システムで抽選申込等を行う場合には、自らインターネット端末を使って前項により設定された仮パスワードを用いてパスワードを登録するものとします。
- 3 利用登録者は、前項により登録されたパスワード（以下「個人パスワード」という。）を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理しなければなりません。
- 4 システムで抽選申込等がなされ、利用者番号と個人パスワードの一致を確認してその抽選申込等を名古屋市が受け付けた場合において、個人パスワードの盗用その他の事故があり、当該利用登録者に不利益が生じた場合には、自らがその一切の責めを負うものとします。

第6条（施設利用の申込等）

- 1 システムにおいて、利用登録者は、インターネット端末を使って利用者番号及び個人パスワードを入力することにより、次に掲げる施設利用手続のサービスを受けることができます。
 - ア 抽選申込

- イ 抽選結果確認
 - ウ 当選区画の利用申込
 - エ 空き区画の予約
 - オ 空き区画の利用申込
- 2 利用登録者は、前項のインターネット端末を使うほか、所定の抽選申込用専用はがきに利用者番号及び生年月日を記入し、提出することにより抽選申込を行うことができます。
 - 3 前2項の手続によるほか、利用登録者は、所定の受付窓口（以下「受付窓口」という。）に利用者番号、氏名及び生まれた月日を申し出ることにより第1項イからオまでの施設利用手続サービスを受けることができます。
 - 4 第1項から第3項までの手続は、所定の期間内に行う必要があります。
 - 5 第1項ア及びウの手続は、所定の回数制限に従うものとします。

第7条（施設管理規程等の遵守）

施設の利用にあたっては、当該施設にかかる関係条例、規則その他の規程の定めに従い、定められた目的以外には使用しないものとします。

第8条（料金の支払）

- 1 口座振替依頼者は、当選区画又は空き区画の利用申込（空き区画の利用申込にあつては所定の期間内に申込されたものに限る。）を行った場合、口座振替依頼者の指定した預金口座から施設使用料を口座振替の方法により支払うものとします。（スポーツ市民局所管のスポーツ施設利用分を除く。また、利用日2か月前の25日までに支払いを完了した利用分を除く。）
- 2 口座振替依頼者以外の利用登録者及び前項の口座振替の方法により使用料が支払えなかった口座振替依頼者は、所定の期日までに施設使用料を受付窓口又はインターネット端末で支払うものとします。
- 3 前2項の手続により施設使用料が所定の期日までに支払われなかった場合、施設の利用ができなくなります。

第9条（利用券の交付）

- 1 前条第1項の口座振替またはインターネット端末で施設使用料が支払われた場合には、システムによりスポーツ・レクリエーション施設利用券（以下「利用券」という。）が発券できるようになるため、インターネット端末により発券またはデータの保存をしてください。
- 2 前条第2項により受付窓口へ施設使用料が支払われた場合には、受付窓口において利用券又はスポーツ・レクリエーション施設利用券兼領収書（以下「利用券兼領収書」という。）を交付します。
- 3 前2項の利用券又は利用券兼領収書は、施設を利用する際に利用登録者が携帯し、施設管理の係員等の求めに応じ提示しなければなりません。

第10条（施設使用料の還付）

- 1 雨等の自己の都合によらない理由により施設を利用できなかった場合、当該施設の窓口を利用券又は利用券兼領収書を持参し、利用者番号及び生月日を申し出ることにより施設使用料の還付請求をすることができます。また、口座振替依頼者はインターネット端末を使い、利用者番号及び個人パスワードを入力することにより還付請求することができます。（スポーツ市民局所管のスポーツ施設利用分を除く。）
- 2 前項のほか、自己の都合により施設の利用をしない旨を当該施設の窓口を利用日の14日前までに申し出た場合、当該窓口を利用券又は利用券兼領収書を持参（利用券においては掲示も可）し、利用者番号及び生月日を申し出ることにより、使用料の5割を還付請求することができます。ただし、キャッシュレス決済により支払いをした利用分については、支払月の翌月25日までは還付請求できません。

- 3 前2項の還付請求がなされたとき、名古屋市が使用料を還付する必要があると認めるものについて還付します。また、口座振替依頼者がした還付請求については、口座振替依頼者の指定した預金口座へ、所定の期日に口座振替の方法により使用料を還付できるものとします。

第11条（利用者番号及び個人パスワードの盗用等）

- 1 利用者番号及び個人パスワードの盗用等にあったときは、利用登録者は直ちにその旨を公園案内センター又はスポーツ情報センターへ届出てください。
- 2 前項の届出までに他人に利用者番号を使用され、当該利用登録者に不利益が生じた場合には、自らがその一切の責めを負うものとします。

第12条（利用の一時停止）

利用登録者の施設使用料の支払が滞っている場合、口座振替が預金不足等の理由により振替不能となることを繰り返す場合、利用登録者が本約款に違反した場合その他特に必要な場合には、第6条第1項から第3項まで、第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項及び第2項の手続について、利用登録者に対して一時停止できるものとします。

第13条（届出事項の変更）

- 1 利用者登録申込書及び口座振替依頼書に記載の住所、電話番号又は預金口座等に変更が生じた場合は、遅滞なく受付窓口へ所定の届出を行うものとします。
- 2 前項の届出がないために、名古屋市（施設を管理する者を含む。）からの通知又は送付書類が延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- 3 第1項の変更の届出がなされ、名古屋市が変更部分の登録を完了するまでの間に、第6条第1項から第3項まで並びに第10条第1項及び第2項の手続がなされた場合においては、名古屋市は、変更前の登録事項に基づきシステムの運用を行うものとします。この場合において、変更後の登録事項による第6条第1項から第3項まで、第8条第1項及び第2項、第9条第1項及び第2項並びに第10条の手続きを行わないことがあります。
- 4 第1項の届出を怠り、名古屋市（施設を管理する者を含む。）からの通知又は送付書類が到着しなかった場合においては、一時利用停止をする場合があります。

第14条（登録資格の喪失）

- 1 利用登録者が次のいずれかに該当した場合には、利用登録者の資格を喪失します。
 - ア 虚偽の申込をした場合
 - イ 本約款に違反した場合
 - ウ 施設使用料の支払を怠った場合
 - エ 利用登録者が所定の登録廃止を届け出て、名古屋市が認めたとき
 - オ 住所変更の届出を怠る等により利用登録者の責めに帰すべき事由により登録者の所在が不明となり、名古屋市が登録者への通知・連絡について不能と判断したとき
 - カ 前各号に掲げるもののほか、名古屋市が利用登録者として不適格と認めたとき
 - キ 第3条第2項の手続きを行わず、利用者登録の有効期間を経過したとき
- 2 口座振替依頼者が利用登録者の資格を失ったとき、口座振替依頼についても、その効力を失うものとします。

第15条（登録情報の字体）

- 1 利用者登録申込書及び口座振替依頼書の記入字体が、システムにおいて処理困難である場合は、類似する標準字体で登録するものとします。

2 前項により標準字体で登録した場合には、システムで表示する字体及び郵送物等の字体は標準字体となります。

第16条（約款の変更、承認）

本約款の変更については、変更事項又は新約款を通知した後に、第6条第1項から第3項まで並びに第10条第1項及び第2項の手続のいずれかを利用登録者が行ったとき、変更事項又は新約款は承認されたものとみなします。